

愛知県立豊田西高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動に参加することで、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 活動

(1) 設置する部活動

①運動部

男女バスケットボール・男女バレーボール・男女ソフトテニス・男女バドミントン・野球・サッカー・卓球・剣道・弓道・陸上競技・新体操・水泳・応援

②文化部

ギター・写真・美術・茶華道・SS 科学・吹奏楽・囲碁将棋・JRC・家庭・放送・英語

(2) 活動時間及び日数について

①活動時間：平日2時間程度 週休日等：3時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中：夏期は原則として20日以内とする。各日3時間程度の活動とする。（練習試合や大会等を除く）

②休養日は原則週休日等を含む2日程度とする。

③その他

- ・定期考査1週間（土日を含む）は部活動を行わない。
- ・考査時間割発表から考査終了までについては申請することで公式試合1週前に限り1時間以内で必要最低限の活動をすることができる。

(3) 大会参加

部活動としては参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。）

3 運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。

令和6年4月